

決議 X.22

水鳥のフライウェイの保全のための国際協力の促進

1. 水鳥の保全が世界中で、特に保護された湿地をつなぐネットワークを確立する手段のひとつとしてラムサール条約登録湿地に指定することを通じて、湿地保全を進めるための駆動力としてこれまでも現在も重要であること、そしてその初めから条約がそのような活動を、勧告 6.4、勧告 7.3、決議 5.9、決議 VI.4、決議 VII.3、決議 VIII.37、決議 VIII.38、ならびに「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」（決議 VII.11）などの決定を通じて、活発に進めてきたことを**想起し**、
2. 2004年には国際会議「世界の水鳥」において水鳥保全のための優先課題（本決議の付属書 I）が強調されたことを**特筆し**、
3. 北極圏を世界的に知られているフライウェイのほとんどのものの源として**認識し**、北極圏の湿地が気候変動に対して特に脆弱であること（決議 X.24）を**特筆し**、近年における北極圏諸国間の国際協力の発展を**意識し**、
4. ボン条約（CMS）やアフリカ・ユーラシア渡り性水鳥保全協定（AEWA）のこれまでの関連の決定を再び**想起し**、
5. 渡り性水鳥のフライウェイを保全する国際協力の努力が、ボン条約、アフリカ・ユーラシア渡り性水鳥保全協定、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ、北米ガンカモ類管理計画、西半球移動性動物種イニシアティブ、西半球シギ・チドリ類保護区ネットワーク（WHSRN）、西・中央アジア地域ソデグロヅル等水鳥重要生息地ネットワーク（WCASN）、欧州連合のナチュラ 2000 生息地ネットワーク、個々の絶滅危惧種のフライウェイ管理計画、ボン条約の最近の中央アジアフライウェイ行動計画など、多数の他の国際団体や取組みによっても推進されてきたこと、そしてこれら機関とラムサール条約ならびにその国際団体パートナーのあいだの緊密な技術協力がそれらの成功を決めるかぎとなっていることを**意識し**、
6. フライウェイ保全が種のアプローチと生態系に根ざしたアプローチを結合しその渡りの範囲全体で調整されてしかるべきものであることを**考慮し**、政府、政府間機関、NGO、地方社会、民間部門のあいだで国際協力やパートナーシップを強化する緊急の必要があることを**意識し**、
7. 世界中で多くの水鳥において、持続可能でない収奪のみならず、特に湿地環境の喪失と劣化の（なかんずく、潮間帯湿地の小規模から大規模の陸化や、その他土地利用改変を通じた）

結果として、その数が減少を続けていることを**危惧し**、生息地に対する人為的悪影響が、気候変動を含み、鳥類の分布をより少数の区域に、より狭い区域にますます集中させており、このことが生息地の喪失により減少した採食地・就峙地・繁殖地における競争の増大に相まって、病気に対する鳥類の脆弱性を高め、例えば（決議 X.21 に概説されるように）人や畜産へも影響を及ぼす高病原性鳥インフルエンザ (HPAI) のような病気の拡大に故意ではなくその一翼を担ってしまうことを**意識し**、

8. 持続可能な開発に関する世界首脳会議 (WSSD) が 2002 年に設定した 2010 年までに生物多様性の損失速度を顕著に減退させるという目標を**想起し**、水鳥の状況が、少なからず渡り性水鳥はいくつもの国々の多数の湿地の生態学的特徴の維持に依存するがゆえに、湿地の生物多様性の状況の広範な指標を提供しうることを**意識し**、
9. 全てのフライウェイの中で、東アジア・オーストラリア地域フライウェイを渡る水鳥が最も知見に乏しく、世界的絶滅危惧種の数も最も多く、世界で最も人口密度の高い地域がそのフライウェイの範囲の中にあり、保護されていない湿地のみならず保護されている湿地でさえ極度の圧力を受けていることを**意識し**、重要湿地の賢明な利用の効力や水鳥の持続可能な消費利用を確保しようとする際の重大な困難さを**特筆し**、
10. 長距離を渡るシギ・チドリ類にとって決定的に重要な湿地はその数が少なく、ゆえにこれら湿地における人間活動がシギ・チドリ類個体群の劇的な減少に結びつく可能性を**特筆し**、
11. 東アジア・オーストラリア地域フライウェイにある、水鳥に重要な生息環境提供するのみならず漁業をはじめとするその多重の生態系サービスを通じて多数の人々やその社会を支える、潮間帯湿地に対する強烈な圧力を、また第 10 回締約国会議 (COP10) に併せて 2008 年 10 月にチャンウォンで開催された東アジア地域の沿岸湿地に関する国際シンポジウムの成果（本決議の付属書 II）をなかでも**特筆し**、
12. 非渡り性、島嶼性、大陸内の渡り性、あるいは南半球の渡り性の水鳥の個体群状況が好ましくないことを**意識し**、
13. 「潮間帯湿地の保全と賢明な利用の促進」に関する決議 VII.21（2002 年）において、締約国が『潮間帯湿地に悪影響を与える現在ある政策を見直し変更し、これらの地域を長期的に保全するための策を導入することを追求し』、『より多くの数と面積の潮間帯湿地、特に干潟を、先住民や地元社会にとって重要なところや世界的絶滅危惧種の湿地性のものを支えているところに優先順位を置いて、国際的に重要な湿地として特定し条約に登録すること』を決議したことを**想起し**、
14. ラムサール条約の地域イニシアティブのひとつとして東アジア・オーストラリア地域におけ

る WSSD タイプ II・フライウェイ・パートナーシップを**特筆し**、渡り鳥の保全とそれらの生息環境の持続可能な利用を支えるための協力の取組みをこれまで進めてきた同フライウェイ・パートナーを**祝福し**、二国間（韓国と中国との間、ならびに韓国とオーストラリアとの間）の渡り鳥協定を近年に締結したオーストラリア、中国、韓国の各国を**重ねて祝福し**、

15. 北米・中米・南米・カリブ海諸国のあいだで、西半球移動性動物種イニシアティブやアメリカ地域水鳥保全計画に基づくフライウェイ規模の協働が近年に発展していることを**歓迎し**、
16. アフリカ・ユーラシアフライウェイにおいては、水鳥の分布や豊富さ、必要な生息環境などに関する知識が概して良好ではあるがそれが必ずしも利害関係者による各国に必要な行動や地方で必要な行動に活かされておらず、その結果として保全努力の多くのものが世界的絶滅危惧種を含む水鳥個体群の好ましい状態の維持やそれへの回復に効力を発揮していないということを**特筆し**、
17. アフリカ及びユーラシア西部地域において多数のパートナーによって進められる「Wings Over Wetlands（湿地を行き交う翼）」GEF プロジェクトを、なかんずくその論証プロジェクトや能力育成活動、個々の湿地の管理者や利害関係者等の意思決定者による保全行動を支える鍵となる湿地及び水鳥に関するデータや情報を流通させるための革新的な「重要生息地ネットワークツール」を**歓迎し**、
18. 水鳥の保全を、湿地の生物多様性の保全とともに地元社会をはじめとする湿地に依存する利害関係者が受けるいっそうの恩恵に結びつくように、持続可能な開発の一部として完全に統合することの緊急の必要性を**強調し**、

締約国会議は、

19. 締約国及びその他の政府機関に対して、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ、アフリカ・ユーラシア渡り性水鳥保全協定、西半球シギ・チドリ類保護区ネットワーク、西・中央アジア地域ソデグロヅル等水鳥重要生息地ネットワーク、渡り性水鳥とそれらの生息環境のための中央アジア行動計画など、共通する渡り性水鳥とそれらの生息環境を保全するための関連の国際的な計画やプログラムのうち、関係するものを活発に支え、それらに参加するよう**強く奨励する**。
20. 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ、アフリカ・ユーラシア渡り性水鳥保全協定、西半球シギ・チドリ類保護区ネットワーク、西・中央アジア地域ソデグロヅル等水鳥重要生息地ネットワークの対象範囲にあるが当該の協定や取組みにまだ加入していない締約国に対して、それらに加入するよう**奨励する**。

21. 締約国に対して、「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」（決議VII. 11、以後の改正）の条約湿地選定基準の長期目標に従い、基準を満たすそのフライウェイを渡る水鳥にとって国際的に重要な湿地の全てを特定し条約湿地に指定するよう**強く要請する**。
22. ラムサール条約常設委員会の第 35 回会合において韓国が「潮間帯泥質干潟は保存されるべきであり自国で現在採択されている大規模な埋め立てプロジェクトは無い」と述べたことを**歓迎し**、全ての締約国に対して、将来このような生息環境を守り、モニタリングし、過去の開発がそれらに及ぼす悪影響あるいは損害を緩和する努力を**奨励する**。
23. 締約国、その他の政府機関、及び関連団体に対して、水鳥の状況の引き続く低下の根本原因に対処する個々の努力ならびに共同の努力を、特にWS S Dの湿地の生物多様性に関する2010年目標の達成に関連する観点から、緊急に増強するよう**強く要請する**。
24. フライウェイ規模の取組みを運営する組織に対して、フライウェイ規模で水鳥を保全するための政策や措置の策定や実施における最善事例に関して、利害関係者等を支援するために重要なデータや情報の流通手段の成功例も含め、それらの知見や専門的技術を共有するための手段を講じるように**強く要請し**、ラムサール条約、ボン条約、ならびにアフリカ・ユーラシア渡り性水鳥保全協定の各事務局、及び北極圏評議会の生物多様性プログラムに対して、各々の運営組織と科学的助言機関ならびにその他関係団体と、そのような知見や経験を共有するための仕組みを確立するために協働するよう**奨励する**。
25. 国際湿地保全連合に対して、『世界の水鳥の個体群推定 *Waterbird Population Estimates*』を用いて世界の水鳥の現状を定期的にラムサール条約・ボン条約・アフリカ・ユーラシア渡り性水鳥保全協定・生物多様性条約の締約国に報告するよう**要請し**、締約国等に対して、このような国際的評価の製作を可能にするために必要な財政支援に貢献するよう、かつこのような個体群の推定と評価をはじめ関連する多くの知見の提供に役立つよう調整された国際水鳥センサス(IWC)を支えるよう**強く要請する**。
26. 国際団体パートナーに対して、特にバードライフ・インターナショナルと国際湿地保全連合に対して、フライウェイの取組みの各国での実施や、各国の湿地目録の更新支援ならびに水鳥生息地のモニタリング（決議X. 15 参照）の実施に締約国や非締約国ならびに民間部門が協働して取組むことが容易になるよう援助することを通じて、水鳥の減少に対処する締約国への助言等技術的支援を提供するよう**促す**。

付属書 I



国際会議「世界の水鳥」

2004年4月3日から8日にかけて、英国スコットランドのエジンバラにて、水鳥の保全とその持続可能な利用に関する国際会議が開かれた。90か国から456名の参加者があった。

エジンバラ宣言

水鳥のフライウェイとは、渡りの経路という生物学的システムであり、異なる国々や異なる大陸にある生息地ならびに生態系を直接結ぶものであることを**意識し**、

水鳥の保全と賢明な利用〔賢明な利用〕は、関係する国々とその人々が責任を負うものであり、人類共通の課題であることを**想起し**、

100年以上にわたってこれまで培われてきた水鳥を保全するための国際協力の長い歴史、たとえば1916年の米国及びカナダ（英国が代行）間で結ばれた渡り鳥に関する条約といった条約／協定、また40年余り前の1963年、ガンカモ類の保全に関する欧州会議の初回会合がスコットランドのセント・アンドリュースにて開催され、これが1971年にイランのラムサールで締結される湿地条約〔ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）〕を築き上げる過程のスタートとなったことも**想起し**、

オランダのノードウェイク・アーン・ゼー（1966年）、ソビエト連邦レニングラード（1968年）、イランのラムサール（1971年）、ソビエト連邦アストラハン（1989年）、米国フロリダ州セント・ピーターズバーグ・ビーチ（1992年）、日本の釧路とフランスのストラスブルグ（1994年）で開催された、主要な国際会議が水鳥保全に関する技術的な国際交流をよりいっそう発展させてきたことを**特筆し**、

更なる条約や協定、方策ならびにプログラムの構築とその実践を通して各国政府間の協力関係が一層発展してきたこと、また、水鳥の保全活動やモニタリング活動において非政府の国内的ならびに国際的な協力が一層発展してきたことを**認識し**、

2002年に南アフリカのヨハネスブルグで開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）において、2010年までに『現状の生物多様性の喪失速度を有意に低下させること』を達成するという念願を、世界のリーダーたちが表明したこと、この目標が2004年2月の生物多様性条約第7回締約国会議において更に発展させられたこと、これらを**意識する**とともに、この目標を達成するには全ての大陸において多大な資金投入と焦点を絞った協調的保全活動が必要とされていることを**認識し**、かつ広報・教育・普及啓発活動ならびに研修活動がこの目標を達成するために重要な役割を果たすであろうことを**認め**、

政府・政府間機関・非政府機関・地元社会・民間部門の間の国際協力とパートナーシップを強化することが急務であることを**更に意識し**、

陸上生態系ならびに海洋生態系のいずれにおいても多くの水鳥個体群が危機的な状況におかれていること、そして世界の湿地が質的にも量的にも減少を続けていることに**危機感を抱き**、

本会議での多数の技術的分科会ならびに発表が導き出した結論や優先行動に**着目し**、直ちにこの宣言文に記録し、

世界の水鳥の現状を再評価するためにエジンバラでこの国際会議を開催することに対し、国際湿地保全連合と英国ならびにオランダの両国政府当局が共同でイニシアティブを執ったこと、オーストラリアやデンマーク、米国、日本、ドイツ、スウェーデン、アイルランド、ベルギー、スイスの各国からの支援、ボン条約〔移動性野生動物種の保全に関する条約〕やアフリカ・ユーラシア渡り性水鳥保全協定、欧州連合狩猟保全団体連盟、狩猟野生生物保全評議会からの支援、ならびにその他多くの団体・個人から寄せられた情報を**歓迎し**、

『エジンバラに参集した会議参加者一同は、』

水鳥とその生息湿地環境を保全する取組みは有意な進展を見せ、いくつもの主要な成功を導いているにもかかわらず、全体としては重要な課題が残っており、将来的な変化による影響の流動性を考え合わせながらさらなる努力と集中的な行動が必要とされていることを**考慮する**。

ラムサール条約が言う「水鳥はその季節的な渡りにおいて国境を超え、このために国際的な資源であるとみなされ」また「先見性のある各国の政策と協調的な国際行動によって湿地とその動植物相を保全することができる」ということを**再確認する**。それゆえに、水鳥が人類の生存維持に有用であるだけでなく水鳥そのもののためにも、水鳥個体群とその生息湿地環境を保全する国家間の努力が拡大されるよう**促す**。

フライウェイレベルでの保全の取組みは、種に基づいたアプローチと生態系に基づいたアプローチの両方を兼ね備え、渡りの範囲全体で国際的に協調されるべきであることを**考慮する**。

水鳥と湿地資源の保全と持続可能な利用には、市民や民間部門、それに依存する地元社会、ならびにその他の利害関係者による協調的な行動が必要とされることを**認める**。

次のような緊急行動を、**特に求める**：

- 湿地の喪失と荒廃を食い止め事態を好転させる。
- 国内湿地目録及び国際的な湿地目録を完成させる。また、特に地元社会の参加を通して、水鳥にとって重要な湿地とその周辺域の保全を促進する。
- 水鳥の重要生息地の国際的なネットワークをフライウェイに沿って拡張し強化する。
- 水鳥の種の保全のため各国間の公的な協定や他の協力の取り決めを構築し拡張する。その際、可能ならばボン条約、生物多様性条約及びラムサール条約の枠組みを活用する。
- 世界的に絶滅のおそれのある水鳥の種の全てについて、その回復計画に資金を投じ実践する。
- 特にシギ・チドリ類にとって重要な生息地における人間活動の政府等による持続的管理を通じて、最近明らかになった長距離を渡るシギ・チドリ類の減少傾向を食い止め事態を好転させる。
- 緊急かつ国際協調的な保全行動、特に〔ボン条約に基づく〕「アホウドリ・ミズナギドリ類保全協定」が提供する枠組みを通じて、アホウドリ・ミズナギドリ類〔ミズナギドリ目鳥類〕の個体群を好ましい保全状態^{〔訳注1〕}まで回復させる。

※訳注1 『好ましい保全状態』は英語原文で“favourable conservation status”。これはボン条約が定義する用語で、特に保全活動に取り組まなくても個体群が安定して自立的に生存できる状態をいう。対語は“unfavourable conservation status”。同条約では数値基準も示されている。

- 海洋環境における汚染を実質的に減少させ、海洋資源の持続可能な収穫を確立する。
- 特に国際水鳥センサスのような、調整し適切に資金を投じられた調査研究及びモニタリングプログラムからもたらされる質の高い科学的な勧告を得て、将来の保全のための決定の礎を確保する。この目的達成のために、政府と他のパートナーが共働し、互いに支援するよう促す。
- 特に [ヨハネスブルグ・サミットの] 2010 年目標のために、世界の湿地の状態についての政策的目標を開発する。それには、着実に持続可能なモニタリング体制によって得られる水鳥やその他のデータを用いる。
- 水鳥と湿地の保全のための特に重要な要素として、広報・教育・普及啓発活動に資金を投入する。
- 水鳥の疾病リスクを評価するとともに、渡り性水鳥の移動様式や、野鳥の取引、ならびに人間の健康に対する影響などに関するモニタリングプログラムを構築する。

水鳥と湿地の賢明な利用が持続可能な開発と貧困の根絶のために重要であることを伝え、施設や資源が限られた国や地域において、フライウェイレベルの保全に役立つ能力の開発を特に優先させるよう**促す**。

各国が関係する条約や協定を批准してより一層の国際協力に取り組むこと、そして地球環境ファシリティなど可能な資金源を利用してこの宣言に盛り込まれた行動に資金をあてることを**強く奨励する**。

協調的かつ国際的な状況評価の長い歴史とともに、2002 年に世界レベルのリーダーたちにより採択された 2010 年目標の達成に向けた進展を評価するために、水鳥が優れた指標となることを**考慮する**。そして、この目的達成には、ボン条約や生物多様性条約、ラムサール条約、その他の国際協定が共働し、かつこのような状況評価に関係する他のパートナーとも共働すること、特に国際湿地保全連合とともに、3 年ごとに編さんされる「水鳥の個体群推定」の分析的な開発をさらにすすめる、それを活用することを**求める**。

この宣言と本会議の技術的成果^[原注 1]を世界中に広める必要性を**重視する**。

※原注 1

[2004 年当時の原注 1] 技術的な要約集は 2004 年夏に刊行される予定で、会議のウェブサイト www.wetlands.org/GFC にも公開される。会議に報告された論文は 2006 年に論文集として刊行される予定である。

[第 10 回締約国会議への原稿の原注 1] 全ての出版物は www.jncc.gov.uk/worldwaterbirds より入手できる。

今後の進展を評価するために 10 年後に再び会議で再会することに**合意する**。

エジンバラ

2004 年 4 月 7 日

[会議の結論]

上記の勧告を支持し、会議は次のように結論した：

- アメリカ地域のフライウェイについては、チリで開かれた第8回新熱帯区鳥類学会議で検討された渡り鳥の現状に関する結論、ならびに最近完成したアメリカ地域水鳥保全計画により、北米・中米・南米ならびにカリブ海諸国の協力体制が発展しつつある。北米では一世紀以上にわたって保全の努力が積み重ねられ、また生物学に根ざした地形指向型のパートナーシップの共通展望が開けたが、渡り鳥を共有する汎アメリカ地域の国々のあいだでの国際協力をさらに高める必要があることは明白である。
- アフリカ・ユーラシア・フライウェイについては、水鳥についての知見も全体によく集積されているが、必要とする国や地元での行動に効果的に活かされているとは言えない。さらに、保全努力も、世界的に絶滅のおそれのある種を含む多くの水鳥個体群を健全に維持し、あるいは回復させることに結びついていない。水鳥の保全を持続可能な開発の一部として統合させ、これにより湿地の生物多様性に寄与すると同時に、地元社会を始めとする湿地に依存する利害関係者がより大きな恩恵を受けるようにすることが急務である。アフリカ・ユーラシア渡り性水鳥保全協定がそのための良い基礎を提供する。
- アフリカ内部フライウェイは極端に未解明であり、より一層の配慮が改善に向けて必要である。
- 中央アジア・フライウェイの水鳥については全体に情報が乏しいが、減少傾向にあることが見て取れる。このフライウェイの多くの国々では、これまで保全に対する投資がほとんどなされず、かつ地元の利害関係者が湿地の持続可能な管理に関与してこなかった。中央アジア地域において、渡り性水鳥の保全に対する自発的取組みの国際的枠組みを構築し、協調的な保全行動を促進することが急務である。また保全に関する優先課題と必要な対応を見極めるためにも更なる情報が必要とされる。
- アジア・オーストラリア・フライウェイの水鳥は最も未解明であり、世界的に絶滅のおそれのある種もこのフライウェイに最も多い。このフライウェイは世界的に人口密度の最も高い地域にまたがっており、保護されていない湿地はもとより保護されている湿地においても極度の圧力にさらされている。他の地域でも同様だが、主要な重要湿地を効果的に保護することが必要不可欠である。重要湿地の効果的な賢明な利用の確保と水鳥の消費対象としての利用を持続可能な状態にすることには、重大で厳しい課題が待ち受けている。
- 外洋性水鳥の海洋上での保全には特有の課題がある。アホウドリ・ミズナギドリ類保全協定の発効は最も歓迎される進展であり、その完全な実施が急務である。海鳥の混獲の問題、特に違法漁業ならびに非統制漁業への事態に取り組むことは、多くの種における極めて不十分な保全状況を好転させるためにこれからも必要な重要事項である。またそれは、持続可能な海洋漁業を達成するための普遍的な必要条件である。
- 世界的に知られているフライウェイのほとんどは北極圏に起源をもつ。近年における北極圏諸国間の国際協力の発展は、水鳥の保管理に地元社会の参加を促し、その伝統的な知識を活かすことが必要不可欠であるという認識とともに、歓迎されるものである。中央・南太平洋熱帯区フライウェイについても調査研究が必要である。
- 気候変動は既に水鳥に影響を及ぼしている。その影響は複合的で、生息地の喪失や荒廃のような既存の悪影響を大きく激化させる。地形規模ならびにフライウェイ規模といった大きな規模で、水鳥個体群とその生息環境への悪影響を減少させ軽減するための計画づくりが必要である。このような計画づくりを支えるためにも、潜在的な将来シナリオを探究する調査研究が必要とされ、それには長期的なモニタリングと監視体制から得られるデータが必要である。
- 世界の非渡り性水鳥個体群の保全状況は多くの場合、渡り性水鳥よりも芳しくない。そして一般的に、渡り性個体群に比べ国際的な関心が当てられていない。非渡り性水鳥の保全のために必要な取組みにも、国内及び国際的に重点を置くことが肝要である。

- 人口密度が高い地球上では、水鳥の保全に取り組む関係者は地元社会や行政との関係に着目することが重要である。このことは、保全状況を悪化させている原因を好転させるためにも、保護される種と人間社会との軋轢を解決するためにも、重要な手段である。広報・教育・普及啓発活動に適切に資金を注入することを、全ての水鳥保全の取組みにおいて、その中心にすえることが必要である。
- 長距離を渡るシギ・チドリ類にとって数少ない重要生息地が決定的な重要性をもっていること、ならびにそのような重要生息地のいくつかにおける人間の活動によって特定のシギ・チドリ類個体群が近年劇的に減少したことが、科学的に確認された。
- 個体群サイズの小さな種は遺伝学的ならびに個体群統計学的なリスクを負っていることを近年の調査研究は浮き彫りにしている。これらは、種の回復計画のデザインの仕方を暗示している。
- (新興・再興病原体^[訳注2]による)水鳥の病死の頻度及び規模は、注目に値するほど大きくなってきている。これらの疾病は水鳥だけでなく人類にも影響を及ぼす。多くの学問領域にわたる取組みがこの問題の解決のために必要である。

※訳注2：

新興病原体とはSARS等の新たに発見された病原体、再興病原体とはペストや結核等の既に制圧されたと考えられていた病原体の再流行を指す。

- 水鳥のモニタリングを統合的なアプローチで取組めば、個体群の変化の原因を対費用効果良く確認することができる。このような統計学的情報を収集しセンサス データと統合させた良い例もある。国内また特に国際的にこのような組織立った取組みをより一層進めることが強く奨励され、またそれに資金注入されるべきである。
- アトラスを体系的に分析した結果、各フライウェイにおける繁殖地・越冬地・中継地の保全状況を評価するために標識調査研究が有用であることが確かめられた。この目的を達成するには、通常のリング標識や色標識^[訳注3]、テレメトリー^[訳注3]、安定同位体分析、また遺伝標識^[訳注3]から得られるデータを統合する必要がある。

※訳注3：

色標識には色首環や色足環、脚フラッグ、ウィングタグ、色鼻環などがある。テレメトリーまたはバイオテレメトリーは発信器を用いた追跡。遺伝標識は遺伝子マーカーとも呼ばれ、遺伝学的解析で標識として用いられる遺伝子を指す。

付属書 II

黄海エコリージョンにおける潮間帯湿地保全の重要性

東アジア沿岸湿地に関する国際シンポジウムの結論 韓国、昌原（チャンウォン）、2008年10月27日

ラムサール条約第10回締約国会議の関連イベントとして、10月27日、韓国の昌原（チャンウォン）において東アジア沿岸湿地に関する国際シンポジウムが開催された。これは韓国の干潟フォーラムが、バードライフ・インターナショナル、ワッデン海共同事務局、UNDP/GEF 黄海大規模海洋生態系プロジェクト（YSLME）、国立水産振興院干潟研究センターと協働で組織したものである。また、国際湿地保全連合とWWFも、沿岸湿地と渡り経路（フライウェイ）に関する発表を通じて多大な支援を提供した。シンポジウムの主催は、韓国の国土海洋部と慶尚南（キョンサンナム）道であった。東アジア、東南アジア、オーストラリア地域、ヨーロッパからの参加者がシンポジウムに出席した。

科学的及び賢明な利用の原則の検討に基づき、シンポジウムの主な結論は以下のとおりであった。

1. 黄海エコリージョンの潮間帯湿地とそれに関連する生息地は、経済、文化、景観面できわめて高い価値を持ち、生物多様性の保全にとって地球規模の重要性を持つ。黄海の潮間帯干潟は世界最大の湿地に入り、ヨーロッパのワッデン海、南アジアのサンダーバンスなどの大湿地に並ぶ。
2. 黄海は社会経済的価値も高い。何万人もの漁師が、魚を捕り、貝類や甲殻類、ナマコやその他の海洋資源（住居用海草など）を採取して、黄海に依存している。この地域は、魚類やその他の商業利用される種にとってきわめて重要な産卵場であり、成育場である。この潮間帯湿地はそのほかにも、沿岸住民に対して、侵食や洪水、塩水浸入を防ぐ障壁となるなど、重要なサービスを提供しているが、こうしたサービスは見過ごされていることが多い。また、炭素吸収源としての役割も果たすため、気候変動の抑制においても重要である。この潮間帯湿地がなければ、栄養塩類や堆積物は外海へと運ばれるため、それを吸収するうえでも、この湿地はきわめて重要である。
3. 健康な湿地では、様々な種が食物連鎖の様々な部分を餌とするため、水鳥の高い多様性が見られる。黄海は、渡り性のシギ・チドリ類にとってきわめて重要な地域であり、繁殖地であるシベリアと越冬地である東南アジア・オーストラリア地域の間を移動する鳥にとって、かけがえのない中継地であり、餌の補給地である。春や秋には、何百万羽というシギ・チドリ類がこの地域を利用する。この渡り経路の性質上、シギ・チドリ類は何千キロも移動するため、中継地としての黄海の必要性は生存にかかわる問題である。渡り性のシギ・

チドリ類は、渡り経路に沿って様々な国や人々とかかわるため、その保全は国際的に重要な関心事である。

4. 黄海は、汚染、土砂の堆積のほか、特に過去及び現在進行中の農地用、都市用、工業開発用の大規模な干潟の転換など、多くの脅威に直面している。社会経済学、鳥類学の研究により、黄海における湿地の転換が地元の暮らしや渡り性シギ・チドリ類の個体数に及ぼす重大なマイナスの影響が示されている。
5. 危機的な状況にある潮間帯域を自然保護区に指定するという点では前進がみられるが、生物多様性条約で取り決められた 10%という目標をはるかに下回っており、ラムサール条約湿地に指定された湿地もほんのわずかである。さらに、これらの危機的地域における規制の実施は依然として重点課題である。
6. 黄海における潮間帯湿地とそれに関連する生息地の保全は、統合的沿岸域管理と国際協力を通じて、生態系規模で進めるべきである。保全対策には、最優先すべき湿地を海洋保護区に指定することや、国際的に高い重要性を認識してラムサール条約湿地に登録することを含めるべきである。健全な社会に対する湿地の貢献を認めるべきである。本シンポジウムは、韓国がラムサール条約常設委員会第 35 回会合において、潮間帯干潟は保存すべきであり、大規模な埋立プロジェクトで現在承認が進んでいるものはない、と宣言したことを歓迎し、潮間帯湿地の転換については必ず科学的に評価し、厳しく管理するよう勧告した。潮間帯湿地は可能な限り再生すべきである。潮間帯湿地に影響を及ぼすおそれのある計画、または再生の機会を提供する計画については、公の協議が不可欠である。このような対策は、ラムサール条約の潮間帯湿地に関する決議(決議VII21)に示された約束と一致している。
7. 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップはラムサール条約の地域イニシアティブであり、UNDP/GEF YSLME 及び WWF/KORDI (韓国海洋研究院) 黄海エコリージョン支援プロジェクトは、保全と地元の NGO や団体との協働のためのすばらしい基盤を提供する。黄海とワッデン海の湿地管理者の間で、協力と経験の交換も進めるべきである。ワッデン海での経験からは、科学的根拠の必要性和、国境を越えた生態系規模での利害関係者間のビジョンの共有の必要性が示された。また、保全と賢明な利用が、いかに早く考え方や実践方法の主流となり、政府と市民社会との協力のベースになりうるかも示された。
8. 2008 年 10 月 28 日から 11 月 4 日にかけて韓国の昌原 (チャンウォン) で開催されるラムサール条約第 10 回締約国会議は、黄海エコリージョンの問題と可能性を取り上げる絶好の機会であり、今後の保全と国際協力のプラットフォームになる。